

教育の支援							
指標	国の現計画		県の現計画		次期計画案	●国の議論(法改正、有識者会議など)	国の出所、算出方法
	現大綱策定時	直近値	計画策定時	直近値	計画策定時	○県の考え方	
1 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	90.8% (H25.4.1 現在)	93.7% (H30.4.1 現在)	91.7% (H27.3 卒業生)	88.9% (H30.3 卒業生)	89.0% (H30.3 卒業生) 【目標設定】 県全体の高等学校等進学率に近づける	●法定指標(子どもの貧困法で大綱記載指標として規定) ○指標継続	厚生労働省社会・援護局保護課調べ 分母: 中学校(義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含む。)の卒業生数 分子: 高等学校(中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。)、高等専門学校又は専修学校の高等課程の入学者数
<p>現行の県数値は、「特別支援学校中学部」の卒業生を含まないなど、国とデータのとり方に相違あり。国と同様に算出すると、計画策定時は91.5%、直近は89.0%となる。次期計画は国と同様とする。</p>							
2 生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	5.3% (H25.4.1 現在)	4.1% (H30.4.1 現在)	4.5% (H26 年度)	4.8% (H29 年度)	4.5% (H29 年度) 【目標設定】 減少させる	○指標継続	厚生労働省社会・援護局保護課調べ 分母: 高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校の4月の在籍者総数 分子: その年の翌年3月までに中退した者の数
<p>現行の県数値は、「公立の高等学校」に限っており、国とデータのとり方に相違あり。国と同様に算出すると、計画策定時は4.3%、直近は4.5%となる。次期計画は国と同様とする。</p>							
3 生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退者数 【独自】	—	—	—	—	78人 (H29 年度) 【目標設定】 減少させる	○母数が少ないため、割合のみを指標とすると評価が難しい。実数で捉えて支援につなげる。	厚生労働省社会・援護局保護課調べ (就労支援等状況調査) 高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校の中退者数
4 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	32.9% (H25.4.1 現在)	36.0% (H30.4.1 現在)	16.8% (H27.3 卒業生)	17.6% (H30.3 卒業生)	32.9% (H30.3 卒業生) 【目標設定】 増加させる	●法定指標(子どもの貧困法改正により追加) ○指標継続	厚生労働省社会・援護局保護課調べ 分母: 高等学校(中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。)、高等専門学校、専修学校(高等課程又は一般課程)、各種学校又は公共職業能力開発施設の卒業生数 分子: 大学、短期大学、専修学校(専門課程又は一般課程)、各種学校への進学者数
<p>現行の県数値は、「専修学校」への進学者を含まないなど、国とデータのとり方に相違あり。国と同様に算出すると、計画策定時は32.1%、直近は32.9%となる。次期計画は国と同様とする。</p>							
5 児童養護施設の子供の進学率(中学校卒業後)	96.6% (H26.5.1 現在)	95.8% (H30.5.1 現在)	—	—	90.8% (H30.5.1 時点) 【目標設定】 県全体の高等学校等進学率に近づける	○県指標に追加	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ 分母: その年度末に中学校を卒業した者の数 分子: その年度の翌年度(5月時点)に高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設に進学している者の数
6 児童養護施設の子供の進学率(高等学校卒業後)	22.6% (H26.5.1 現在)	30.8% (H30.5.1 現在)	—	—	25.0% (H30.5.1 時点) 【目標設定】 増加させる	○県指標に追加	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ 分母: 高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部の卒業生及び高等専門学校(3学年)を修了した者の数 分子: 大学、短期大学、高等専門学校(4学年に進級した者)、専修学校、各種学校、公共職業訓練施設への進学者数
7 ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園等)	72.3% (H23 年度)	81.7% (H28 年 11月 1日現在)	把握不可	把握不可	—	○「ひとり親家庭」を対象としたデータ把握は不可。児童扶養手当の現況届提出者を対象にしたアンケート(5年に1回)のみ。	全国ひとり親世帯等調査 分母: 母子世帯又は父子世帯の小学校入学前の者の数 分子: 保育先が保育所、幼稚園、認定こども園が選択されている者の割合
8 ひとり親家庭の子供の進学率(中学校卒業後)	93.9% (H23 年度)	95.9% (H28 年 11月 1日現在)	把握不可	把握不可	—		全国ひとり親世帯等調査 分母: 母子世帯又は父子世帯の16歳の者の数 分子: 高等学校、高等専門学校在籍者数
9 ひとり親家庭の子供の進学率(高等学校卒業後)	41.6% (H23 年度)	58.5% (H28 年 11月 1日現在)	把握不可	把握不可	—		全国ひとり親世帯等調査 分母: 母子世帯又は父子世帯の19歳の者の数 分子: 大学、短期大学、専修学校、各種学校の在籍者数
10 全世帯の子供の高等学校中退率	1.5% (H24 年度調査)	1.4% (H30 年度)	—	—	1.4% (H30 年度) 【目標設定】 減少させる	●「生保世帯」に限らず、高校の中退は貧困に陥るリスクをはらむため、「全世帯」とした。割合は低く見えるが、実際は4~5万人の中退者がおり、実数で現実を捉えることで支援につなげる。	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 分母: 年度初めの高等学校在籍者数 分子: その年度中の高等学校中退者数
11 全世帯の子供の高等学校中退者数	51,781人 (H24 年度調査)	48,594人 (H30 年度)	—	—	2,160人 (H30 年度) 【目標設定】 減少させる	○県指標に追加	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 年度初めに高等学校に在籍していた者のうち、その年度中に高等学校を中退した者の数

教育の支援

赤字: 国の見直し箇所 網掛け: 国の削除予定の指標

指標	国の現計画		県の現計画		次期計画案	●国の議論(法改正、有識者会議など)	国の出所、算出方法
	現大綱策定時	直近値	計画策定時	直近値	計画策定時	○県の考え方	
12 スクールソーシャルワーカーの配置人数 【独自】	1008人 (H25年度実績)	2041人 (H29年度実績)	11人 (H27年度)	52人 (H30年度)	52人 (H30年度)	○配置人数はまだ不足している状況を踏まえる。	文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ
13 スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(小学校)	18.0% (H24年度実績)	50.9% (H30年度)	—	—	31.6% (H30年度実績)	●配置人数ではなく、活動を実態として把握すべき	文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ 分母: 全公立小学校数 分子: 補助事業を活用したSSWIによる対応実績のある小学校の数
14 スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(中学校)	23.8% (H24年度実績)	58.4% (H30年度)	—	—	39.8% (H30年度実績)	○県指標に追加	文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ 分母: 全公立中学校数 分子: 補助事業を活用したSSWIによる対応実績のある中学校の数
15 スクールカウンセラーの配置率(小学校)	37.6% (H24年度実績)	67.6% (H30年度)	11.0% (H27年度)	28.1% (H30年度)	28.1% (H30年度)	○指標継続	文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ 分母: 全公立小学校数 分子: 補助事業を活用したSC(準ずる者を含む。)が配置された小学校の数 ※県数値は補助事業によるものに限らない
16 スクールカウンセラーの配置率(中学校)	82.4% (H24年度実績)	89.0% (H30年度)	100% (H27年度)	100% (H30年度)	100% (H30年度)	○指標継続	文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ 分母: 全公立中学校数 分子: 補助事業を活用したSC(準ずる者を含む。)が配置された中学校の数 ※県数値は補助事業によるものに限らない
17 スクールカウンセラーの配置率(高等学校) 【独自】	—	—	61.5% (H27年度)	66.9% (H30年度)	66.9% (H30年度)	○指標継続	千葉県教育庁児童生徒課調べ ※県数値は補助事業によるものに限らない
18 県内の要保護及び準要保護児童生徒数と、小中学校の児童生徒数に占める割合 【削除】	—	—	人数 41,374人 割合 8.7% (H26年度)	人数 42,733人 割合 9.3% (H30年度)	—	○数値に対する価値判断ができないため削除 (人数の増については、支援が必要な家庭に支援が届いたとの判断も可)	※県のデータの出典: 平成30年度就学援助実施状況調査(文科省) 特別支援学校は含まず
19 就学援助制度に関する周知状況(毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合)	61.9% (H25年度)	77.9% (H29年度)	—	—	—	●複数の手段を組み合わせる自治体の方が、制度利用へのアクセスが高まる。No.21に統合。	文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ 分母: 全回答市町村数 分子: 「毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答した市町村数
20 就学援助制度に関する周知状況(入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合)	61.0% (H25年度)	75.4% (H29年度)	—	—	—		文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ 分母: 全回答市町村数 分子: 「入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答した市町村数
21 就学援助制度に関する周知状況(入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合)	47.5% (H25年度)	65.6% (H29年度)	—	—	40.7% (令和元年度)	●複数の手段を組み合わせる自治体の方が、制度利用へのアクセスが高まる。 ○県指標に追加	文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ 分母: 全回答市町村数 分子: 「毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答し、かつ「入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答した市町村数
22 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(小学校)	—	47.2% (H30年度)	—	—	96.3% (令和元年度)	●「切れ目ない支援」という意味では、入学前に新入学の子ども達のための就学援助が行われていることが極めて重要。 ○県指標に追加	文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ 分母: 全回答市町村数 分子: 「前年度までに実施」と回答した市町村数
23 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(中学校)	—	56.8% (H30年度)	—	—	98.1% (令和元年度)	○県指標に追加	文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ 分母: 全回答市町村数 分子: 「前年度までに実施」と回答した市町村数
24 日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(無利子)	予約採用段階 40.0% 在学採用段階 100.0% (H25年度実績)	予約採用段階 100.0% 在学採用段階 100.0% (H30年度実績)	—	—	—	○採用率は全国で100%と十分機能している。	独立行政法人日本学生支援機構調べ (予約採用段階) 分母: 基準適格者数 分子: 採用候補者数 (在学採用段階) 分母: 基準適格者数 分子: 採用者数
25 日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(有利子)	予約採用段階 100.0% 在学採用段階 100.0% (H25年度実績)	予約採用段階 100.0% 在学採用段階 100.0% (H30年度実績)	—	—	—	●採用率は全国で100%と十分に機能している	独立行政法人日本学生支援機構調べ (予約採用段階) 分母: 基準適格者数 分子: 採用候補者数 (在学採用段階) 分母: 基準適格者数 分子: 採用者数
26 高等教育の就学支援新制度(給付型奨学金、授業料等減免)を当該年度において利用した者の数(大学、短期大学、高等専門学校、専門学校別)	—	—	—	—	—	●特に厳しい世帯の若者達の進学を支える給付型奨学金に着目 ○都道府県別のデータが確認できるか不明。 県施策としては関係性がみえない。	※高等教育の修学支援新制度については令和2年4月より開始。 2

生活の支援

赤字:国の見直し箇所 網掛け:国の削除予定の指標

指標	国		県の現計画		次期計画案	●国の議論(法改正、有識者会議など) ○県の考え方	出所、算出方法
	現大綱策定時	直近値	計画策定時	直近値	計画策定時		
27 生活保護世帯に属する子供の就職率(中学校卒業後)【削除】	2.5% (H25.4.1 現在)	1.5% (H30.4.1 現在)	1.7% (H27.3 卒業生)	1.3% (H30.3 卒業生)	—	●就職率が上がったらいのか、下がったらいのか不明。厳しい世帯の高校生については、教員の指導も就職バイアスがかかる。周囲の大人の意見により、進学を断念することがないようにという思いを込めて、「貧乏人は就職するものだ」という誤ったメッセージになるおそれ。	厚生労働省社会・援護局保護課調べ 分母:中学校を卒業又は中等教育学校前期課程若しくは特別支援学校中学部を修了した者の数 分子:就職者数
現行の県数値は、「特別支援学校中学部」の卒業生を含まず、国とデータのとり方に相違あり。国と同様に算出すると、計画策定時は2.2%、直近は1.4%となる。							
28 生活保護世帯に属する子供の就職率(高等学校等卒業後)【削除】	46.1% (H25.4.1 現在)	46.6% (H30.4.1 現在)	48.9% (H27.3 卒業生)	43.4% (H30.3 卒業生)	—	〃	厚生労働省社会・援護局保護課調べ 分母:高等学校(中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。)、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設等の卒業生数 分子:就職者数
29 児童養護施設の子供の就職率(中学校卒業後)	2.1% (H26.5.1 現在)	2.4% (H30.5.1 現在)	—	—	—	〃	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ 分母:その年度末に中学校を卒業した者の数 分子:就職者数
30 児童養護施設の子供の就職率(高等学校卒業後)	69.8% (H26.5.1 現在)	62.5% (H30.5.1 現在)	—	—	—	〃	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ 分母:高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部の卒業生及び高等専門学校(3学年)を修了した者の数 分子:就職者数
31 ひとり親家庭の子供の就職率(中学校卒業後)	0.8% (H23 年度)	1.7% (H28 年度)	—	—	—	〃	全国ひとり親世帯等調査 分母:母子世帯又は父子世帯の16歳の者の数 分子:就労者数
32 ひとり親家庭の子供の就職率(高等学校卒業後)	33.0% (H23 年度)	24.8% (H28 年度)	—	—	—	〃	全国ひとり親世帯等調査 分母:母子世帯又は父子世帯の19歳の者の数 分子:就労者数
33 生活保護の子どものうち、中学校卒業後に進学しなかった子どもの就職率【削除】	—	—	21.4% (H27.3 卒業生)	12.7% (H30.3 卒業生)	—	●就職率についてはNo.27参照。代替指標として「進路未決定率」が検討されたが、進路未決定者には外国の学校への入学者や家事に従事する者も含まれており、国は採用せず。	
34 生活保護の子どものうち、高等学校・専修学校等卒業後、大学・専修学校等に進学しなかった子どもの就職率【削除】	—	—	72.5% (H27.3 卒業生)	66.6% (H30.3 卒業生)	—	〃	
35 未払い経費(電気、ガス、水道)(ひとり親世帯)	—	電気料金14.8% ガス料金17.2% 水道料金13.8% (H29年)	—	【目標設定】 減少させる	<詳細分析>	●相対的貧困だけでは絶対的どの位困っているかわからない。生活のリアルな困窮を捉える物質的剥奪指標が必要。	○既存統計データからは把握できない。 ○県データは、子どもの生活実態調査(R1.9月実施)で把握。 ○今後の推移については、国の全国調査の動向を踏まえて、調査方法を検討。 ※県で毎年実態調査を行うことは難しく、経年の変化を捉えない可能性がある。 ○No.39・40は、県アンケート調査項目「本当に困ったときや悩みがあるとき、相談できる人(家族、友人、親戚、同僚など)がいますか。」による。 ※No.39は「ひとり親世帯」 No.40は「全世帯」 <国の全国調査の動向> 内閣府では、R2年度以降、全国ベースで子どもの貧困に関する実態調査、分析を行うこととしている。 調査方法、項目、時期、頻度など、詳細未定。
36 未払い経費(電気、ガス、水道)(子供がある全世帯)	—	電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3% (H29年)	—	【目標設定】 減少させる	電気料金 2.8% ガス料金 2.3% 水道料金 3.0% (R元年調査)		
37 過去1年の食料又は衣服が買えない経験(ひとり親世帯)	—	食料が買えない経験 34.9% 衣服が買えない経験 39.7% (H29年)	—	【目標設定】 減少させる	<詳細分析>		
38 過去1年の食料又は衣服が買えない経験(子供がある全世帯)	—	食料が買えない経験 16.9% 衣服が買えない経験 20.9% (H29年)	—	【目標設定】 減少させる	食料が買えない経験 16.0% 衣服が買えない経験 21.1% (R元年調査)	「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」の割合	
39 子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合(ひとり親世帯)	—	重要な事柄の相談 8.9% いざという時のお金の援助 25.9% (H29年)	—	【目標設定】 困窮層・周辺層の割合を一般層に近づける	<詳細分析>		
40 子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合(等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位)	—	重要な事柄の相談 7.2% いざという時のお金の援助 20.4% (H29年)	—	【目標設定】 困窮層・周辺層の割合を一般層に近づける	困窮層 22.1% 周辺層 12.0% 一般層 4.7% (R元年調査)	●保護者の社会的孤立を防止することで、保護者の心身の不安定さ、生活状況の悪化を防ぎ、子どもへのケアの質を高める。	

生活の支援							赤字:国の見直し箇所 網掛け:国の削除予定の指標
指標	国		県の現計画		次期計画案	●国の議論(法改正、有識者会議など) ○県の考え方	出所、算出方法
	現大綱策定時	直近値	計画策定時	直近値	計画策定時		
41 頑張れば報われると思う割合 【独自】	—	—	—	【目標設定】 困窮層・周辺層の割合を一般層に近づける	困窮層 67.1% 周辺層 73.2% 一般層 77.4%	<p><子どもの自己肯定感に関する指標> ○子どもの生活実態調査(R1.9月実施)で把握。</p>	
42 自分は価値のある人間だと思う割合 【独自】				【目標設定】 困窮層・周辺層の割合を一般層に近づける	困窮層 37.8% 周辺層 50.4% 一般層 56.3%		
43 自分のことが好きだと思う割合 【独自】	—	—	—	【目標設定】 困窮層・周辺層の割合を一般層に近づける	困窮層 39.4% 周辺層 50.1% 一般層 57.6%		

保護者の就労支援							赤字:国の見直し箇所 網掛け:国の削除予定の指標
指標	国		県の現計画		次期計画案	●国の議論(法改正、有識者会議など) ○県の考え方	出所、算出方法
	現大綱策定時	直近値	計画策定時	直近値	計画策定時		
44 ひとり親家庭の親の就業率 (母子世帯)	—	80.8% (H27年)	—	—	80.6% (H27年調査) 【目標設定】 増加させる	○県指標に追加	国勢調査 分母:母子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)の親の数 分子:就業者数
45 ひとり親家庭の親の就業率 (父子世帯)	—	88.1% (H27年)	—	—	86.4% (H27年調査) 【目標設定】 増加させる	○県指標に追加	国勢調査 分母:父子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)の親の数 分子:就業者数
46 ひとり親家庭の親の正規の職員 ・従業員の割合 (母子世帯)	—	44.4% (H27年)	—	—	44.0% (H27年調査) 【目標設定】 増加させる	●法改正により、大綱記載事項として「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援」が加えられたことによる。	国勢調査 分母:母子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)の親のうち、就業している者の数 分子:正規の職員及び従業員の数
47 ひとり親家庭の親の正規の職員 ・従業員の割合 (父子世帯)	—	69.4% (H27年)	—	—	71.2% (H27年調査) 【目標設定】 増加させる	○県指標に追加	国勢調査 分母:父子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)の親のうち、就業している者の数 分子:正規の職員及び従業員の数

経済的支援							赤字:国の見直し箇所 網掛け:国の削除予定の指標	
指標	国		県の現計画		次期計画案	●国の議論(法改正、有識者会議など)	出所、算出方法	
	現大綱策定時	直近値	計画策定時	直近値	計画策定時			○県の考え方
48	子供の貧困率	国民生活基礎調査 16.3% (H24年) 全国消費実態調査 9.9% (H21年)	13.9% (H27年)	把握不可	把握不可	—	●継続性を尊重した上で、調査時期や間隔等の異なる全国消費実態調査の数値も加え、両方の数値の変化に着目すべき。	国民生活基礎調査 分母:子供(17歳以下)の数 分子:等価可処分所得の中央値の半分(貧困線)に満たない子供の数 全国消費実態調査 分母:子供(17歳以下)の数 分子:等価可処分所得の中央値の半分(貧困線)に満たない子供の数
49	ひとり親世帯の貧困率	国民生活基礎調査 54.6% (H24年) 全国消費実態調査 62.0% (H21年)	50.8% (H27年)	把握不可	把握不可	—		国民生活基礎調査 分母:貧困線に満たない大人1人(18歳以上65歳未満)と子供(17歳以下)からなる世帯の世帯員数 分子:大人1人と子供からなる世帯の世帯員数 全国消費実態調査 分母:大人(18歳以上)一人と子供(17歳以下)からなる世帯の世帯員数 分子:等価可処分所得が貧困線に満たない大人一人と子供からなる世帯の世帯員数
50	小5/中2の家庭における生活困窮層(①低所得②家計の逼迫③子どもの体験や所有物の欠如のうち2つ以上該当)の割合【独自】	—	—	—	—	6.9% (R元年度調査) 【目標設定】 減少させる	<p>○「ひとり親家庭」を対象としたデータ把握は不可。 児童扶養手当の現況届提出者を対象にしたアンケート(5年に1回)のみ。</p> <p>●生活保護の捕捉率について、検討されたが、正確に把握することが困難として見送り。 ○生活保護水準以下の世帯が、制度にたどり着いているかが重要。</p> <p>○数値に対する価値判断ができないため削除</p>	
51	小5/中2の家庭における生活困窮周辺層(①低所得②家計の逼迫③子どもの体験や所有物の欠如のうち1つ該当)の割合【独自】	—	—	—	—	12.3% (R元年度調査) 【目標設定】 減少させる		
52	ひとり親家庭における小5/中2の家庭における生活困窮層(①低所得②家計の逼迫③子どもの体験や所有物の欠如のうち2つ以上該当)の割合【独自】	—	—	—	—	<詳細分析> 【目標設定】 減少させる		
53	ひとり親家庭における小5/中2の家庭における生活困窮周辺層(①低所得②家計の逼迫③子どもの体験や所有物の欠如のうち1つ該当)の割合【独自】	—	—	—	—	<詳細分析> 【目標設定】 減少させる		
54	ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合(母子世帯)	37.7% (H23.11.1現在)	42.9% (H28年度)	把握不可	把握不可	—		全国ひとり親世帯等調査 分母:母子世帯の親の数 分子:養育費の取決めをしている親の数
55	ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合(父子世帯)	17.5% (H23.11.1現在)	20.8% (H28年度)	把握不可	把握不可	—	全国ひとり親世帯等調査 分母:父子世帯の親の数 分子:養育費の取決めをしている親の数	
56	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合(母子世帯)	77.5% (H23.11.1現在)	69.8% (H28年度)	把握不可	把握不可	—	全国ひとり親世帯等調査(特別集計) 分母:母子世帯の子供の数 分子:養育費を現在受け取っていない母子世帯の子供の数	
57	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合(父子世帯)	92.6% (H23.11.1現在)	90.2% (H28年度)	把握不可	把握不可	—	全国ひとり親世帯等調査(特別集計) 分母:父子世帯の子供の数 分子:養育費を現在受け取っていない父子世帯の子供の数	
58	生活保護を受けている17歳以下の子ども的人数と、県内の17歳以下的人数を占める割合【削除】	—	—	人数 9,445人 割合 0.968% (H26年7月)	人数 8,339人 割合 0.874% (H29年7月)	—	厚生労働省被保護者調査、千葉県年齢別・町丁目別人口調査 分母:県17歳以下人口 分子:県17歳以下被保護人員	
59	県内で児童扶養手当を受給している人数【削除】	—	—	40,797人 (H26年度)	37,236人 (H30年度)	—	福祉行政報告例	

支援に「つなぐ」体制整備

赤字:国の見直し箇所 網掛け:国の削除予定の指標

指標	国		県の現計画		次期計画案	●国の議論(法改正、有識者会議など)	出所、算出方法
	現大綱策定時	直近値	計画策定時	直近値	計画策定時	○県の考え方	
60 SSWが関係機関等(児童家庭福祉、保健・医療など)と連携した件数 【独自】	=	=	=	=	<集計中> 【目標設定】 増加させる	○情報にアクセスできるように制度側が近づいていく必要あり。	
61 子どもの貧困計画を策定した市町村 【独自】	—	—	—	—	4市 【目標設定】 増加させる		